

治山事業の概要

【平成20年度概算決定額(民有林治山事業) 74,090 (80,852) 百万円】

事業のポイント

大規模災害に備えるため、既存の施設や森林等を活用する形で効率的に山地防災力を強化します。また、危険地区の情報提供や災害発生時の支援等のソフト対策及び過密化等が進んでいる保安林の水源かん養機能等を回復するために行う森林整備とも一体となって、総合的な治山対策を推進します。

(我が国の山地災害の発生状況)

・「非常に激しい雨(1時間降水量50mm以上)」のアメダス100地点当たり年間発生回数
16.6回(昭和51年～昭和60年平均) → 21.8回(平成8年～平成17年平均)

(気象庁資料より)

- ・山地災害危険地区数 約23万6千箇所(平成17年度末)
- ・山地災害発生箇所数 約3,300箇所(平成18年)
- ・育成途中の水土保持林(土壌の保持や保水機能を重視する森林)のうち、機能が良好に保たれている森林の割合63.5%(平成18年度末の実績見込値)
(20年度末の目標値は66%であり、適切な間伐等の森林整備が行われない場合、これが50%程度に低下するおそれ)

政策目標

周辺の森林の山地災害防止機能等が確保された
集落数を平成20年度末までに4,000集落増加
約4万8千集落(15年度) → 約5万2千集落(20年度)

<内容>

1. 直轄治山事業

山地災害を防止するため、事業の規模が著しく大きい場合や高度の技術を要する場合などであって、国土保全上特に重要なものである場合に、国が民有林において荒廃地等の復旧整備を実施します。

【負担率：2/3】

【治山事業費(公共) 5,647(6,089)百万円】

2. 直轄地すべり防止事業

地すべりによる被害を防止するため、事業の規模が著しく大きい場合や高度の技術を要する場合などであって、国土保全上特に重要なものである場合に、国が民有林の地すべり防止区域において地すべりを防止する対策工事を実施します。

【負担率：2/3】

【地すべり防止事業費(公共) 3,863(4,264)百万円】

3. 山地治山事業

山地災害を防止するため、溪流や山腹斜面を安定させるための治山ダム工、土留工等の施設の整備や植栽工等を行い、荒廃地、荒廃危険地等の復旧整備を実施します。

【補助率：1/2等】

【山地治山事業費補助(公共) 39,659(39,679)百万円】

4. 防災林整備事業

なだれや飛砂、潮風、高潮、強風等による被害を防止するため、なだれ防止林、海岸防災林、防風林等の造成を実施します。

【補助率：1 / 2 等】

【防災林整備事業費補助（公共） 2,899（3,362）百万円】

5. 水源地域等保安林整備事業

水源かん養機能や土砂流出・崩壊防備機能等の保安林の機能の回復を図るため、これらの機能が低下した保安林における森林の整備や、水源地域等における荒廃地、荒廃森林等の総合的な整備を実施します。

【補助率：1 / 2 等】

【水源地域等保安林整備事業費補助（公共） 9,712（11,440）百万円】

6. 治山等激甚災害対策特別緊急事業

台風・集中豪雨・火山活動等により著しく激甚な災害が発生した一連の地区において、緊急かつ集中的に荒廃地等の復旧整備を実施します。

【補助率：5 . 5 / 1 0 等】

【治山等激甚災害対策特別緊急事業費補助（公共） 734（2,803）百万円】

7. 特定流域総合治山事業

国有林と民有林の治山事業実施箇所が近接している箇所において、事業効果の早期発現と効率的な事業実施を図るため、国有林・民有林を一体とした計画的な整備を実施します。

【補助率：1 / 2 等】

【特定流域総合治山事業費補助（公共） 979（1,050）百万円】

8. 地すべり防止事業

地すべりによる被害を防止するため、地すべり防止区域において地すべりを誘発する地下水の排除等を行う対策工事を実施します。

【補助率：1 / 2 等】

【地すべり防止事業費補助（公共） 5,000（5,404）百万円】

9. その他

【定率等】

【後進地域特例法適用団体補助率差額等（公共） 5,597（6,761）百万円】

<事業実施主体>

国、都道府県

[担当課：林野庁治山課]